

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和8年8月3日

評価者：健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	井田重度障害者等生活施設（桜の風）
指定期間	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日
施設所在地	中原区井田3丁目16番1号
業務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」と言う。）第5条第10項に規定された施設入所支援に関すること ・法第5条第7項に規定された生活介護に関すること ・法第5条第12項に規定された自立訓練に関すること ・法第5条第8項に規定された短期入所に関すること ・川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例第147条の第5項に規定された体験宿泊支援に関すること ・施設等の維持管理に関する業務、設置目的を達成するために必要な業務に関すること
指定管理者	名称：桜の風共同事業体 代表者：社会福祉法人育桜福祉会 理事長 萩原 利昌 住所：川崎市中原区西加瀬10-3 電話：044-422-8877
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課（内線：33619）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	（さくらユニット） ・施設入所支援及び生活介護において、地域移行後に利用者が地域で生活していく力の獲得を目的に、「社会生活力プログラム（SFA）」を実施し、利用者に合わせた個別訓練や共同訓練を実施した。 ・短期入所について、利用者が日中活動を行う他事業所で行われる定期的なカンファレンスに職員が参加し、家庭や通所先等での利用者情報の聞き取りなどを行うことで、利用者に寄り添った支援が行えるよう取り組んだ。また、医療的ケアが必要となる利用者の受け入れについて、決まった曜日で受け入れしかできなかったものを、看護師を増員することにより、随時受入れが可能となるよう改善した。 （もみの木ユニット） ・地域生活体験宿泊事業では、利用者に適切な支援を提供するための準備として、医療機関等の関係機関へ利用者の情報について事前に聞き取りなどを行い、入所後に起こりうる課題を事前に明確化することで、円滑な支援を提供した。 ・自立訓練について、1つのプログラムを複数人で行う「集団プログラム」において、利用者の意向に応じて個別のテーマを設定し、事例ごとに疑似体験を行いながらトレーニングを行うソーシャルスキルトレーニングを実施し、利用者が地域生活を行う上で必要となるコミュニケーションスキルを獲得できるよう支援した。 ・短期入所について、利用者自身や介護者のレスパイト、利用者自身が自立生活するための利用等を受けるとともに、宿泊型自立訓練を利用して地域移行した利用者を短期入所で受入れることで、必要に応じたフォローアップを行った。 ・利用者の同意のもと「中部地域生活支援センター」と各施設の利用者の様子について共有し、各利用者に対してより適切な支援を提供した。 （全体） ・施設の維持管理として、法定点検や建築整備等の各種点検を実施するとともに、施設の修繕等を行うことなどにより、利用者が安全かつ適切に施設を利用できる環境を整えた。 ・満足度調査の結果、「満足」「どちらかと言えば満足」と回答した利用者、家族の総数が令和5年度から令和7年度でいずれも90%台であり、令和7年度は3年間で最高の98.4%となった。また、「休日の日中に何らかのプログラムを行いたい」との要望に対し、土曜日に誕生会やクリスマス会を実施するなど、満足度調査において収

		集した意見、要望を可能な限り運営に反映されるよう、適切に対応している。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	- 施設の目的として「地域生活支援型」（通過）を掲げており、利用者や家族の意向を丁寧に確認するとともに、施設見学や宿泊体験を段階的に実施し、令和5年度には12名、令和6年度には17名、令和7年度には11名をグループホーム等に地域移行することができた。 - 事前に関係機関とのカンファレンス、利用希望者やその家族を含めた説明の機会を設けるとともに、居室の見学や当該施設での生活をイメージできるような動画を用いた説明を行うなど、利用希望者が見て分かるような取組を行ったこともあって、令和5年度から令和7年度まで各12名ずつの受け入れにつながった。 - 川崎市障害者（児）緊急時入所ベッド確保事業について、介護者である家族の入院や癌などの疾病治療などの理由を筆頭に利用相談があった。家族の急逝、虐待等の疑いからの一時回避などの即時的対応が求められるものについては、居室の空き状況などに応じて即日受入を行った。 - これらの取組により、施設の目的を達成することができた。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	- さくらユニットにおいて、令和7年度に利用者に係る事故が発生したため、個別支援に関するリスクの再評価の実施等、再発防止策の周知徹底を行った。 - 年間計画に基づき、火災や地震を想定した防災訓練をロールプレイ方式で定期的実施するとともに、法人本部が主催する年2回の危機対応訓練に参加することで、災害時に限られた体制の中で迅速に対応できるスキルを習得した。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	- 基準条例の配置基準を遵守した支援体制は構築されているものの、高度な医療的ケアのニーズに対して手厚い支援をしていくため、今後も人材を確保していく必要がある。また、令和7年度にさくらユニットにおいて発生した利用者に係る事故等の再発防止のため、どの職員が現場に入っても必要な支援に漏れが生じないように、利用者支援標準マニュアルの見直し及び支援手順等の確認の徹底など、施設内の連携強化が必要となる。 - 築13年が経過したことにより、施設の付帯設備の故障や不具合が発生してきていることから、施設機能の維持・改善を行っていく必要がある。
5	非公募更新のための条件を満たしているか。	非公募更新制度を導入している施設であるが、一部条件を満たしていないことから、非公募更新制は適用せず、公募を実施する。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																				
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	・年度及び四半期ごとに提出される事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営の状況調査（現地ヒアリング含む）を行った。 ・管理運営においては、問題が発生した際の指導や、必要な調整・協議行うなど、必要なマネジメントを行った。																				
2	制度活用による効果はあったか。	（サービスの向上） 〈さくらユニット〉 ・日々の利用者支援や業務について、事業所としての課題や強みを抽出して業務改善を図ることを目的に、セルフチェックシートを用いて職員自身で自主点検を実施し、そこで見えた課題の解消に向け、ユニット間での交換研修、他ユニットの利用者支援に関わる機会の創出などの取組を実施した。 〈もみの木ユニット〉 ・利用者の地域移行にあたり移行先の調整が課題となっていたため、解決に向けて家族や利用者との綿密な話し合いや、職員による不動産及びグループホームの情報収集、移行先の候補への同行など、移行後に利用者が齟齬を感じないよう適切な支援を提供した。 〈全体〉 ・2法人が共同事業体として運営していることから、身体障害、知的障害、精神障害の各障害に対し、各法人のノウハウを生かした支援を提供し、施設のコンセプトに沿った着実な地域移行を進めている。 （利用実績） 〈さくらユニット〉 <table><tr><th>年度末時点</th><th>前指定期間 平均</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>施設入所支援 （定員50名）</td><td>41.8</td><td>44</td><td>42</td><td>41</td></tr><tr><td>生活介護 （定員44名）</td><td>41.4</td><td>43</td><td>42</td><td>39</td></tr><tr><td>短期入所 （利用人数※）</td><td>1,478</td><td>1,305</td><td>3,578</td><td>3,605</td></tr></table> ※短期入所について、前指定期間平均及び令和5年度は利用人数、令和6年度以降は利用日数で記載している。	年度末時点	前指定期間 平均	R5	R6	R7	施設入所支援 （定員50名）	41.8	44	42	41	生活介護 （定員44名）	41.4	43	42	39	短期入所 （利用人数※）	1,478	1,305	3,578	3,605
年度末時点	前指定期間 平均	R5	R6	R7																		
施設入所支援 （定員50名）	41.8	44	42	41																		
生活介護 （定員44名）	41.4	43	42	39																		
短期入所 （利用人数※）	1,478	1,305	3,578	3,605																		

		〈もみの木ユニット〉				
		延人数	前指定期間 平均	R5	R6	R7
		宿泊型自立訓練 (延人数)	5,388	5,639	3,845	4,385
		自立(生活)訓練 (延人数)	2,955	3,189	2,655	2,734
		短期入所 (延人数)	927	1,049	1,075	918
		体験宿泊 (延人数)	224	79	95	202
		・さくらユニットの施設入所支援では、「地域生活支援型」(通過)施設である特性上、利用者の入退所が多いことから利用者数が安定しない。また、利用者の退所後に入所の手続きを行うことから、退所から入所までに時間を要するとともに、入所の手続き中にも退所者が出ることもあり、入所施設としてのニーズはあるものの、定員までの受け入れができていない。				
		・もみの木ユニットの宿泊体験の利用者数について、利用しやすくすることを目的に、令和7年度から利用に必須であった施設見学を施設のホームページの施設紹介動画の視聴に変更するなどにより、医療機関等へ広報しやすくなり、利用者の増加に繋がった。これに伴い、宿泊型自立訓練の利用者数も増加している。				
		(経費の節減)				
		・当該施設は開設初年度から指定管理者制度を導入しているため、直営との節減効果比較はできない。				
・第3期指定管理委託料は第1期と比較して、自立支援給付費などの収入が安定してきたことから、5.1%減額している。						
・第1期指定管理料(H25) 218,504千円						
・第1期指定管理料(H26～) 186,262千円						
・第3期指定管理料(R5～) 176,740千円(5.1%減)						
【収支状況】(単位:千円)						
		前指定 期間平均	R5	R6	R7	
収入合計	682,023	710,043	738,657	748,374		
支出合計	662,597	666,189	660,027	666,003		
収支	19,426	43,854	78,630	82,371		
※千円未満を四捨五入しているため、端数が合わない場合があります。						
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	・「地域生活支援型」施設として地域生活を実現・維持し、入所者の地域移行を実施していく役割を持つ施設であること、また、医療的ケアのニーズに対してより手厚い支援を行うため、引き続き様々な障害に対する専門性の高い人材の確保・育成し、より質の高いサービスを提供する必要がある。また、個別の支援場面におけるリスクについて再評価を行い、事故を起こさないような体制作りを引き続き行う必要がある。				
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	・当該施設は、「地域生活支援型」施設として、地域生活へ移行することを目的に総合的な支援を行うため、身体障害、知的障害、精神障害の3障害に対応する障害者支援施設等として看護職員を配置し、医療的ケアや重度の障害者の受け入れについても求める施設である。当該施設を適切に運営するためには、民間事業者における専門的な支援スキル等が必要であるとともに、民設民営施設では対応が難しい指定基準を超えた人員配置が必要であることから、引き続き指定管理者制度により運営する。				

4. 今後の事業運営方針について

・井田重度障害者等生活施設は、「地域生活支援型」施設として、身体障害、知的障害、精神障害の3障害に対応する障害者支援施設等であるとともに、地域移行の一環として生活の基盤が崩れかけた方を一定期間受け入れて生活を整えるための短期入所事業を行っており、本市の障害者支援に必要な機能であるため、効果的かつ機能的、安定的に運営していくことが求められる。 ・指定管理者の公募にあたっては、指定管理者が変更となった場合に、人材確保と引継ぎのため、十分な期間を確保するため、1年程度公募期間の前倒しを行い、引継ぎに要する予算及び期間(1年)を確保するとともに、多くの業者が参画しやすいよう広く周知を行う。 ・次期(令和10年度からの5年間)指定期間においては、現行の指定管理者が非公募更新のための条件を一部満たしていないことから、非公募更新制を適用せず、公募を行う。なお、今回公募により選定した指定管理者が次の条件を全て満たした場合には、引き続き当該指定管理者を次期指定管理者(令和15年度から5年間)とする非公募更新制を導入する。 【条件】①本市の政策や当該施設の管理運営に係る方針に変更が無いこと ②当初指定期間の管理運営状況が優良であること ③次期指定期間の協定条件について、本市と指定管理者の双方が合意できること
--